事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協　議　項　目	２６－22. 上・下水道事業	協 議 細 目	
調　整　方　針	１　上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり継続するものとする。 ２　上水道料金及び簡易水道料金については、経営審議会等により検討し、合併後３年を目途に関市の上水道料金に統一するよう調整するものとする。 ３　給水装置の工事負担金及び配水管工事負担金については、関市に準ずるものとする。 ４　洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町における、水道加入金については廃止するものとする。 ５　下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり継続するものとする。 ６　下水道料金及び農業集落排水施設使用料金については、経営審議会等により検討し、合併後３年を目途に関市の下水道料金に統一するよう調整するものとする。 ７　下水道事業における受益者負担金については関市の制度に統一するものとする。ただし、洞戸村における現在整備中の特定環境保全公共下水道区域においては、３０万円とする。 ８　農業集落排水事業における受益者負担金については現行のとおりとする。 ９　検針及び料金徴収については、隔月とする。		
項　目	参　考　資　料		
先進事例	「岐阜広域合併協議会」 １．水道事業 （１）　水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。羽島市の簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。 （２）　水道料金、給水装置新設加入金及び配水管工事負担金については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。 ２．下水道事業 （１）　下水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。 （２）　下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。 （３）　下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担については、現行単価とする。また、笠松町については未整備区域にかかる受益者負担金相当額について、全ての受益者に対し賦課するものとする。		

参　考　資　料

１．事業概要（平成１４年度地方公営企業決算の状況から）

			関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
行政面積（ｈａ）			10,251	4,008	18,735	6,527	4,932	2,831
行政区域内人口（人）			76,603	2,402	1,841	4,289	2,468	6,800
水道事業	上水道	供用開始日	昭和27年9月1日					昭和46年4月1日
		給水人口（人）	76,450					6,161
		普及率（%）	99.8%					90.6%
	簡易水道	供用開始日		昭和29年12月15日	昭和58年1月6日	昭和36年4月1日	昭和35年1月4日	昭和36年4月10日
		給水人口（人）		2,354	522	4,289	2,408	583
		普及率（%）		98.0%	28.4%	100.0%	97.6%	8.6%
公共下水道		供用開始日	昭和42年2月10日					
		処理人口（人）	55,733					
		整備面積（ｈａ）	1,691					
		普及率（%）	72.8%					
特定環境保全		供用開始日	平成4年4月1日	平成11年3月31日			平成14年3月31日	平成10年3月30日
		処理人口（人）	13,175	1,480			1,400	6,109
		処理区域面積（ｈａ）	317	41			40	163
		普及率（%）	17.2%	61.6%			56.7%	91.2%
農業集落排水		供用開始日	昭和61年5月16日	平成２０年４月１日（予定）	平成12年4月1日	平成3年8月1日	平成10年4月1日	
		処理人口（人）	4,999		528	4,289	513	
		処理区域面積（ｈａ）	490		46	640	60	
		普及率（%）	6.5%		28.7%	100.0%	20.8%	

参　考　資　料

２．１５年度当初予算

単位：千円

区分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
水道事業	上水道	1,226,943					155,759
	簡易水道		53,600	204,100	114,800	195,000	7,708
	計	1,226,943	53,600	204,100	114,800	195,000	163,467

単位：千円

区分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
下水道事業	公共下水道	3,609,180					
	特定環境保全公共下水道	特環は公共下水道に含む	165,000			150,500	391,575
	農業集落排水	282,330	48,900	422,100	301,700	257,500	
	計	3,891,510	213,900	422,100	301,700	408,000	391,575

参　考　資　料

３．１ヶ月３０m3使用した場合（メーター使用料及び消費税含）

単位：円

	関　市	洞戸村		板取村		武儀町		上之保村		武芸川町	
	現　行	現　行	関市との差額	現　行	関市との差額	現　行	関市との差額	現　行	関市との差額	現　行	関市との差額
水道料金	2,475	3,000	525	1,880	△ 595	3,570	1,095	2,990	515	3,380	905
下水料金	2,835	4,500	1,665	3,000	165	5,350	2,515	5,565	2,730	4,140	1,305
計	5,310	7,500	2,190	4,880	△ 430	8,920	3,610	8,555	3,245	7,520	2,210

※　一般家庭における平均的な使用水量による比較

４．水量別　上・下水道料金比較表

単位：円

	関　市	洞戸村		板取村		武儀町		上之保村		武芸川町	
使用水量	２ヶ月分	２ヶ月分	１ヶ月分	２ヶ月分	１ヶ月分	２ヶ月分	１ヶ月分	２ヶ月分	１ヶ月分	２ヶ月分	１ヶ月分
２０m3	2,950	5,800	2,900	7,760	3,880	4,400	2,200	12,280	6,140	6,340	3,170
３０m3	4,640	8,100	4,050	8,260	4,130	7,760	3,880	13,320	6,660	7,480	3,740
４０m3	6,310	10,400	5,200	8,760	4,380	11,120	5,560	14,380	7,190	10,000	5,000
５０m3	8,470	12,700	6,350	9,260	4,630	14,480	7,240	15,420	7,710	12,520	6,260
６０m3	10,620	15,000	7,500	9,760	4,880	17,840	8,920	17,100	8,550	15,040	7,520
７０m3	12,770	17,300	8,650	10,260	5,130	21,200	10,600	18,780	9,390	17,560	8,780
８０m3	14,920	19,600	9,800	10,760	5,380	24,560	12,280	20,460	10,230	20,080	10,040

※　関市・洞戸村・上之保村は２ヶ月徴収を実施している。板取村・武儀町・武芸川町は１ヶ月徴収を実施している。

※　使用水量については、関市の基準により２ヶ月分で計算してある為、１ヶ月分の料金を見る場合は、使用水量は１／２となります。

参　考　資　料

５．使用水量別水道料金【２ヶ月につき】（メーター使用料及び消費税含）

		１０m3	２０m3	３０m3	４０m3	５０m3	６０m3	７０m3	８０m3
関　市	第１種　一般用		1,170	1,910	2,640	3,800	4,950	6,110	7,260
	第２種　営業用		1,300	2,240	3,190	4,550	5,920	7,280	8,650
	第３種　工場用		1,530	2,470	3,420	4,780	6,150	7,510	8,880
	第４種　湯屋業		6,090	6,090	6,090	6,090	6,090	6,090	6,090
	第５種　臨時用	6,930	10,080	13,230	16,380	19,530	22,680	25,830	28,980
	定額給水　消防車庫等	１施設につき5,880円							
洞戸村	口径13mm	2,800	2,800	3,600	4,400	5,200	6,000	6,800	7,600
	口径20mm以上	3,640	3,640	4,440	5,240	6,040	6,840	7,640	8,440
板取村	口径13mm	1,760	1,760	2,260	2,760	3,260	3,760	4,260	4,760
	口径20mm以上	2,600	2,600	3,100	3,600	4,100	4,600	5,100	5,600
武儀町	一般用	2,100	2,100	3,360	4,620	5,880	7,140	8,400	9,660
	営業用	2,520	2,520	3,980	5,460	6,920	8,400	9,860	11,340
上之保村	口径13mm	1,780	1,780	2,820	3,880	4,920	5,980	7,020	8,080
	口径20mm以上	2,460	2,460	3,500	4,560	5,600	6,660	7,700	8,760
	口径25mm	2,880	2,880	3,920	4,980	6,020	7,080	8,120	9,180
	口径30mm以上	2,880	2,880	3,920	4,980	6,020	7,080	8,120	9,180
	口径40mm	4,620	4,620	5,660	6,720	7,760	8,820	9,860	10,920
	口径50mm以上	4,620	4,620	5,660	6,720	7,760	8,820	9,860	10,920
武芸川町	一般用	1,680	2,140	3,280	4,440	5,600	6,760	7,900	9,060
	学校用	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
	公民館用	840	1,680	2,520	3,360	4,200	5,040	5,880	6,720
	臨時用	3,780	5,880	7,980	10,080	12,180	14,280	16,380	18,480

参　考　資　料

６．水道料金表

	種別・用途	基本料金(２ヶ月)		超　過　料　金				メーター使用料（１個／月）	
関　市（税別）	第１種　一般用	20m3まで	１,０００円	21m3～	70円／m3	41m3～	110円／m3	口径13㎜	60円
	第２種　営業用	20m3まで	１,０００円	21m3～	90円／m3	41m3～	130円／m3	口径20.25㎜	120円
	第３種　工場用	20m3まで	１,０００円	21m3～	90円／m3	41m3～	130円／m3	口径40㎜	230円
	第４種　湯屋業	100m3まで	３,０００円	101m3～	40円／m3			口径50㎜	1,400円
	第５種　臨時用	1m3まで	３００円					口径75㎜	1,800円
	定額給水　消防車庫等	１施設につき	１,０００円					口径100㎜	2,300円
洞戸村（税込）	口径13mm	20m3まで	２,６００円	21m3～	80円／m3			口径13㎜	100円
	口径20mm以上	20m3まで	３,４００円	21m3～	80円／m3			口径20㎜以上	120円

	種別・用途	基本料金(１ヶ月)		超　過　料　金				メーター使用料　（１個／月）	
板取村（税込）	口径13mm	10m3まで	８００円	11m3～	50円／m3			口径13㎜	80円
	口径20mm以上	10m3まで	１,２００円	11m3～	50円／m3			口径20㎜	100円
武儀町（税別）	一般用	10m3まで	１,０００円	11m3～	120円／m3			井戸水のみ	200円
	営業用	10m3まで	１,２００円	11m3～	140円／m3			（希望者）	
上之保村（税別）	口径13mm	10m3まで	８００円	11m3～	100円／m3			口径13㎜	50円
	口径20mm以上	10m3まで	１,１００円	11m3～	100円／m3			口径20㎜	75円
	口径25mm	10m3まで	１,２５０円	11m3～	100円／m3			口径25㎜	125円
	口径30mm以上	10m3まで	１,２５０円	11m3～	100円／m3			口径30㎜	125円
	口径40mm	10m3まで	２,０００円	11m3～	100円／m3			口径40㎜	200円
武芸川町（税別）	一般用	8m3まで	８００円	9m3～	110円／m3			口径13㎜	0円
	学校用	50m3まで	４,０００円	51m3～	80円／m3			口径50㎜	1,400円
	公民館用	5m3まで	４００円	6m3～	80円／m3			口径20㎜	120円
	臨時用	１m3まで	１,０００円	2m3～	200円／m3			口径13㎜	0円
								口径20.25㎜	120円
								口径30㎜	220円
								口径40㎜	240円
								口径50㎜	1,400円
								口径75㎜	1,700円
								口径100㎜	町長が定める

参　考　資　料

７．一般家庭における使用水量別下水道料金【２ヶ月につき】（消費税込）

		１０m3	２０m3	３０m3	４０m3	５０m3	６０m3	７０m3	８０m3
関　市	一般用		1,780	2,730	3,670	4,670	5,670	6,660	7,660
洞戸村	一般用		3,000	4,500	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000
板取村	一般用		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
武儀町	一般用	2,300	2,300	4,400	6,500	8,600	10,700	12,800	14,900
上之保村	一般用		10,500	10,500	10,500	10,500	11,120	11,760	12,380
武芸川町	一般用	4,200	4,200	4,200	5,560	6,920	8,280	9,660	11,020

８．下水道料金（下水道・農業集落排水処理施設）

○一般家庭において水道水のみを使用した場合の基本料金及び超過料金表

	種別・用途	基本料金(２ヶ月)		超過料金（１m3当たり）					
関　市	一般用(消費税別)	20m3まで	１,７００円	21m3～	90円	41m3～	95円	81m3～	100円
	計測器使用料	１個につき	５００円						
洞戸村	一般用（消費税込）	20m3まで	３,０００円	21m3～	150円				

	種別・用途	基本料金(１ヶ月)		超過料金（１m3当たり）					
板取村	一般用（消費税込）	定額	３,０００円						
武儀町	一般用（消費税別）	10m3まで	１,１００円	11m3～	200円				
	計測器使用料	１個につき	２００円						
上之保村	一般用（消費税別）	25m3まで	５,０００円	26m3～	60円	101m3～	100円	151m3～	150円
武芸川町	一般用（消費税別）	15m3まで	２,０００円	16m3～	130円	101m3～	140円		

参　考　資　料

９．検針委託の状況

項　目	関　市（上水）	洞戸村（簡水）	板取村（簡水）	武儀町（簡水）	上之保村（簡水）	武芸川町（簡水）	武芸川町（上水）	簡易水道計	上水・簡水計
検針件数（Ｈ１３・１４実績）年間	147,075	5,781	2,208	17,880	5,164	1,415	21,653	32,448	201,176
１検針当たりの検針委託料：円	65	90	90	150	50	70	70		
委託方法	シルバー	個人	個人	個人	シルバー	個人	個人		
委託人数：人	8	20	3	1	6	1	14	31	53
検針月	隔月検針	隔月検針	毎月検針	毎月検針	隔月検針	毎月検針	毎月検針		

10．平成１４年度　一般会計からの繰出金の状況（Ｈ１４地方財政状況調査から）

単位：千円

項	目	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町	計
上水道会計	運転資金繰出							
	事務費繰出						1,000	1,000
	建設費繰出						9,660	9,660
	公債費財源繰出							0
	赤字補填財源繰出							
	その他繰出							
	小　計	0	0	0	0	0	10,660	10,660
簡易水道会計	運転資金繰出							
	事務費繰出			5,142				5,142
	建設費繰出		8,065	10,171	285	17,818		36,339
	公債費財源繰出		8,074	19,599	90,577	11,182		129,432
	赤字補填財源繰出							
	その他繰出							
	小　計	0	16,139	34,912	90,862	29,000	0	170,913
下水道会計 農業集落排水会計	運転資金繰出							
	事務費繰出	48,598			39,024		29,786	117,408
	建設費繰出	180,836	77,267	19,135	16,629	29,095	15,704	338,666
	公債費財源繰出	1,100,046	16,807	16,202	148,206	10,905	104,510	1,396,676
	赤字補填財源繰出							
	その他繰出							
	小　計	1,329,480	94,074	35,337	203,859	40,000	150,000	1,852,750
合　計		1,329,480	110,213	70,249	294,721	69,000	150,000	2,023,663

11.水道事業における受益者負担金等　　単位：円

項　　目		関　　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
給水装置の工事費		関市が直接工事を行う為給水申込者は関市に納付する。	予納　（近年は、給水申込者が水道事業者に直接支払う）	予納　（近年は、給水申込者が水道事業者に直接支払う）	予納　（近年は、給水申込者が水道事業者に直接支払う）	予納　（近年は、給水申込者が水道事業者に直接支払う）	予納　（近年は、給水申込者が水道事業者に直接支払う）
加入負担金	１３mm		100,000	75,000	50,000	50,000	50,000
	２０mm		150,000	95,000	70,000		60,000
	２５mm		200,000	ー	100,000	70,000	70,000
	３０mm		300,000	ー	150,000	100,000	80,000
	４０mm		400,000	ー	200,000		100,000
	５０mm		500,000	ー	町長が別に定める	150,000	150,000
	７５mm		1,000,000	ー	ー	ー	200000
	１００mm		1,500,000	ー	ー	ー	町長が定める
	１５０mm		村長が定める額	ー	ー	ー	ー
工事負担金（関市上水道分担金徴収条例）		１箇所に５戸以上の建物を建てる場合又は、配水管より分岐して４０mm以上の供給を受ける場合。					新たに配水管等の設置が必要な場合は、その設置に必要な費用を工事負担金として前納する。

工事予納金と加入金の関係

○関市の場合

利用者は、水道を引く場合は市役所に申込みを行い、水道課が積算した金額を関市に前納する。このため、予納金的な性格を持つが工事負担金である。加入金は徴収しない。

○町村の場合

従来、加入者は役場に工事の申込みを行い、工事費を予納していたが、現在は加入者が直接、工事指定店に工事を行わせる為、工事費は直接業者に支払いを行っている。このため、予納金は納めない。ただし、加入金については役場に納める。

12.下水道事業における受益者負担金等

		関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
下水道 (公共下水) (特定環境)	直営の別	直営	直営			直営	直営
	負担金の額 (事業実施期間) (供用開始以後)	1㎡当たり50円	1世帯・1事業所につき 30万円。 45万円			総事業費の5% 上限40万円 上限40万円	1世帯　30万円 1事業所　30万円～ 100万円
	修繕等分担金	徴収していない	徴収していない			徴収していない	徴収していない
農業集落排水	直営の別	管理組合委託	直営	直営	直営	直営	
	負担金の額 (事業実施期間)	事業費の5% ※管理組合から5%の 分担金を徴収している。	特定環境保全に準ずる	一戸あたり46万円 ※建設時に徴収。	総事業費の10%もしくは 一桝50万円の桝の数で 算出される額を公共桝の 数で除した額。 上限50万円	総事業費の5% 上限40万円	
	修繕・改良等の 分担金	事業費の5%	-	徴収していない	徴収していない	徴収していない	
	加入金	7施設それぞれに定める 150,000～667,000円	-	新規加入46万円を徴収	新規加入50万円を徴収	新規加入上限40万円	